

中小企業採用・人材育成支援事業

令和6年度事業 秋田市

秋田市では、新規学卒者やAターン（県外からの移住）希望者の就職促進と早期離職の抑制を図るため、市内中小企業の採用・人材育成の費用の一部を支援します。

補助対象者

次のいずれにも該当する中小企業で法人格を有すること。

- ・秋田市の誘致企業または市内に事業所を有し、採用予定地が市内であること。
- ・新規学卒者の求人を行っていること。
- ・「あきた就職ナビ」（秋田県ふるさと定住機構）に登録し、求人を行っていること。
- ・市税に滞納がないこと。

補助対象経費

- ・採用に関するホームページ作成や求人サイト掲載に係る経費
- ・人事担当者等が求人・採用手法の指導を受ける経費
- ・インターンシップの受入に係る経費
- ・新規雇用者が業務に必要なスキルを修得するための研修費用など

補助内容

- ・補助対象経費(税込)の2分の1以内・補助上限額30万円※（千円未満の端数は切り捨て）
- ※ただし、前年度に「求人情報発信支援事業」の交付実績がある場合、当該事業については上限15万円

申請期間

- ・令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）まで
- ただし、予算に達し次第、受付を終了します。

事業実施期間

- ・令和7年3月21日（金）まで

◆お問い合わせ◆

令和6年4月発行

秋田市産業振興部企業立地雇用課 [市庁舎3階 窓口3-7]

TEL 018-888-5734

FAX 018-888-5732

E-mail ro-inbl@city.akita.lg.jp

申請書ダウンロードは ↓

市のホームページ

秋田市中心企業採用・人材育成支援事業 検索



対象事業	補助対象経費
(1) 求人情報発信支援事業	<p>ア 就職・転職情報サイトに求人情報を掲載する経費</p> <p>イ Aターン求職者等を対象に開催されるAターンフェア等の合同企業説明会に係る経費(ただし、交通費および宿泊費等の経費は対象外とする。)</p> <p>ウ 採用に関する自社ホームページの新規作成や改修を行う経費。又は従業員がその操作方法等を習得するための講習等に係る経費</p> <p>エ 採用に関するPR動画等(ただし、パンフレット・チラシ類は対象外とする。)の制作を行う経費</p>
(2) インターンシップ支援事業	<p>ア 対象となる事業者が実施するインターンシップに参加するために大学生等が要した経費のうち、交通費および宿泊費で当該事業者が実際に負担した費用で次に掲げるもの。</p> <p>(7) 交通費 大学生等が県外の居住地からインターンシップを行う事業所等(市内)を往復するために必要な公的交通機関の使用に要した実費で領収書で証明できるもの(ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。)</p> <p>(4) 宿泊費 インターンシップ実施期間(実施日の前後を含む。)において、インターンシップ実施先に滞在するために要した実費で領収書で証明できるもの。ただし、食事代を含む場合は、当該費用を除く。</p>
(3) 人材育成支援事業	<p>ア 対象となる事業者の新規採用者(入社2年未満)の教育や研修に要する経費のうち、当該事業者が実際に負担した費用で次に掲げるもの。</p> <p>(7) 教育・研修費 他の事業者(資本関係がない事業者に限る。)が実施するセミナーや教育訓練等の受講費用に関するもの(ただし、交通費および宿泊費、食事代等の経費は対象外とする。)</p>

申請の流れ

※③事業完了後の補助申請は補助対象外です。(事前着手は可)

- ①補助申請 → ②交付決定 → ③事業完了 → ④実績報告 → ⑤実績確認 → ⑥補助金額確定 → ⑦補助金交付 → ⑧アンケート調査

申請書類

※申請様式等は、ホームページからダウンロードできます。

- (1) 秋田市中心小企業採用・人材育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号) ※押印不要
- (2) 事業計画書(別紙1) ※事業内容が分かる資料を添付
- (3) 収支予算書(別紙2) ※対象経費の内訳の記載がある見積書等を添付
- (4) 大学生等や高校生に求人活動を行っていることを示す資料
- (5) Aターン就職マッチング支援サイト「あきた就職ナビ」に登録し、求人情報を公開していることを示す資料
- (6) 誓約書(別紙3)
- (7) 法人登記事項証明書の写し
- (8) 納税証明書(市税に未納がない証明書)
- (9) 「人材育成支援事業」を対象として申請する場合は、教育等を受ける新規採用者の入社時期および在職を確認できる書類(※令和6年度より新たに規定を追加)
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類